

## 別紙第7

## 復帰段階の計画

|    |  |
|----|--|
| 要旨 | <p>避難住民の復帰は、当時の状況によるところが大きいので、この段階については、大綱を計画します。</p> <p>復帰に当たっては、「避難住民の復帰に関する要領」を作成します。</p> <p>事態の緊急性が低いと考えられるので当時の最適な方法により復帰を行います。</p> |
|----|--|

## 関連する計画

|   |                    |
|---|--------------------|
| 県 | 避難住民の復帰に関する要領      |
| 市 | 避難住民復帰計画、避難住民の復帰要領 |

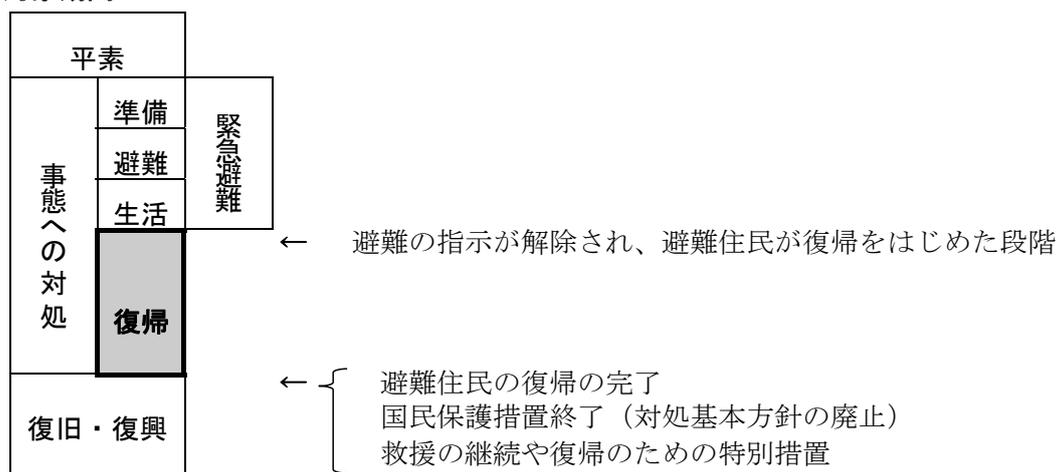
## 避難タイプとの関連（※避難タイプ：第2章1（3）参照）

避難タイプによる違いはなく、共通です。  
 対処は、当時の状況によります。

## 1 状況

## (1) 期間

## ア 対象期間



## イ 留意事項

## (ア) 対処基本方針が廃止された場合

救援の継続や復帰のための措置について、何らかの措置により行います。

## (イ) 復帰のための措置

- a 誘導以外の措置
- b 市長・知事による誘導

## (2) 別紙第1「情報計画」参照

**2 構 想**

## (1) 活動方針

市（危機管理部ほか各部）は、県（危機管理局）から避難の指示の解除の通知を受けた後、避難住民の復帰を迅速かつ円滑に行い、避難住民が早期に生活再建に入れるよう体制づくりを行います。

この際、復帰先地域の安全確認情報等を県等から収集し、これに基づき避難住民の復帰に関する要領（法第62条第2項）を作成した後、当時の最適な方法で避難住民への周知及び復帰を実施します。

## (2) 実施概要

避難先地域からの復帰については、当時の状況によるところが大きいいため、大綱を計画します。

## ア 情報の収集、連絡体制の整備

## (ア) 情報の収集、連絡体制の整備

## a 復帰前の情報収集

的確かつ迅速な復帰のため、あらかじめ県、避難先市町村、関係機関・団体等から以下の情報を収集します。

また、消防団、避難先における自治会等の協力を得て避難住民等の状況を把握するとともに、避難住民への周知及び復帰に当たっては、避難先において自治会等が有する情報等の活用を図ります。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>1 復帰先地域の被災情報及び安全確認情報</li> <li>2 復帰日時、復帰方法、復帰経路等に関する情報</li> <li>3 復帰の間及び復帰後の復帰住民支援に関する情報</li> <li>4 避難先地域における避難住民の状況</li> </ul> |
|---|

## b 復帰間の情報収集

安全かつ円滑な復帰のため、避難の間を通じて県、関係機関・団体等から以下の情報を収集します。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>1 復帰先地域の安全確認情報</li> <li>2 復帰の進捗状況</li> <li>3 復帰住民の安否情報</li> </ul> |
|--|

## c 情報の連絡体制の整備

市（危機管理部、企画推進部）は、復帰に先立ち、復帰住民、関係機関・団体等に対する情報連絡体制を整備し、随時情報を提供します。

**(イ) 情報収集態勢**

「鳥取市地域防災計画」の警戒本部体制等を基準とし、細部は当時の状況により決定します。

**イ 実施体制****(ア) 復帰体制への移行**

- a 市（危機管理部、総務部）は、避難の指示の解除の通知を受けたときには、遅滞なく、組織の体制を避難生活体制から復帰体制へ移行します。
- b 市（総務部、ほか各部）は、復帰に伴い、市役所等の復帰及び仮庁舎などの撤去・現状回復を準備します。

**(イ) 対策本部の廃止**

- a 市（危機管理部）は、対策本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けたときには、遅滞なく、対策本部及び現地対策本部を廃止します。（法第30条）
- b 市（危機管理部）は、対策本部を廃止したときには、対策本部設置の通知に準じて対策本部廃止の通知を行います。

**(ウ) 「復帰支援センター」の開設**

- a 市（危機管理部）は、対策本部の廃止に伴い、「復帰支援センター」を開設します。
- b 同センターの開設期間は、概ね復帰が完了と判断されるまでとします。

**(エ) 復帰先地域の被災状況、安全状況の確認**

- a 市（危機管理部）は、県と共同で調査隊を派遣し、復帰先地域の被災状況、安全状況を確認します。
- b 安全が確認されていないときには、県を通じて又は直接、関係機関・団体に対して安全対策を要請し、安全が確認された後、住民の復帰を開始します。

**(オ) 職員の派遣要請等**

人員が不足する場合、第4章3（1）イ項に準じて職員の派遣、あっせんを求めます。

**ウ 避難、救援****(ア) 避難の指示の解除（法第55条）**

避難の指示の解除については、消防団、避難先における自治会等の協力を得て、避難の指示に準じて伝達、通知します。

**(イ) 避難住民の復帰に関する要領（法第69条第2項）**

避難住民の復帰に関する要領は、次の事項について定めます。なお、要領の作成に当たっては、県、関係機関・団体と密接に連絡調整を行います。

- 1 復帰の経路、復帰の手段その他復帰の方法に関する事項
- 2 復帰住民の誘導の実施方法、復帰住民の誘導に係る関係職員の配置その他復帰住民の誘導に関する事項
- 3 その他、復帰の実施に関し必要な事項

**(ウ) 復帰住民の誘導**

「復帰支援センター」は、必要に応じ県、関係機関・団体と連携の上、消防団、自治会等の協力を得て、避難住民の誘導に準じて復帰住民の誘導及び確認を行います。

この際、復帰経路の確保、運送力の確保、災害時要援護者の復帰について県（地域振興部、

福祉保健部、県土整備部)、消防団及び避難先地域の消防機関等と密接な連絡調整を行います。

また、必要に応じ「復帰支援センター」への連絡要員の派遣要請、復帰関係機関の調整所設置などを実施します。

**(エ) 被災者の救援**

県は、以下のとおり被災者の救援を行うこととされています。

- |   |               |
|---|---------------|
| 1 | 応急仮設住宅の建設     |
| 2 | 被災住宅の応急修理     |
| 3 | 食品の給与及び飲料水の供給 |
| 4 | 生活必需品の給与又は貸与  |
| 5 | 医療及び助産の提供     |

「復帰支援センター」は、復帰住民の状況を確認し、県の救援を補助、法定受託するとともに、必要に応じて県に対し復帰住民の救援の要請を行います。

※救援の期間については、厚生労働大臣が示すまでの期間とします。

**エ 武力攻撃災害への対処**

**(ア) 応急復旧**

**a ライフライン（上水道・下水道・電気・ガス・通信）施設の応急復旧**

上下水道について可能な限り速やかに応急復旧、供用するとともに、電気、ガス、電話など住民の復帰に必要な運送路及び復帰住民の生活に必要なライフラインについて関係機関・団体に対し応急復旧を要請、連絡調整を実施します。

**b 公共施設等の応急復旧**

医療施設、教育施設については、可能な限り速やかに応急復旧、供用します。また、市役所などについても応急復旧により迅速に業務を再開します。

**(イ) 復帰住民の生活の安定**

**a 復帰住民の生活確保**

**b 義援金、救援物資等の配分**

**(ウ) 埋葬、火葬の早急な実施**

**(エ) 廃棄物の早急な回収、処分**

**(オ) 保健衛生の確保などへの住民の協力**

**3 各機関の役割**

**(1) 市（「鳥取市地域防災計画」に示す配備体制を準用）**

| 各対策部 | 内 容   |
|------|---|
| 共 通  | 1 その他市長の命ずる事項、又は復帰支援センター長の求める事項               |
| 統括部  | 1 復帰に関する総括<br>2 避難住民の復帰に関する要領の作成<br>3 対策本部の廃止 |

|              |   |
|--------------|---|
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>4 復帰に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整</li> <li>5 総合支所（対策支部）との連携及び情報収集・伝達に関すること</li> </ul>  |
| <b>総務部</b>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 警報解除の伝達、避難の指示解除等</li> <li>2 特殊標章等の回収</li> <li>3 住民への食品、生活関連物資の確保、給与</li> <li>4 運送の手配、運営</li> <li>5 職員の服務、給与、動員、派遣、受入等</li> <li>6 職員の活動支援、安否等に関すること</li> <li>7 市有財産・車両等の管理、運用、提供、補修等</li> <li>8 人権の擁護</li> <li>9 戸籍等の保護</li> <li>10 外国人の復帰に関すること</li> <li>11 市役所仮庁舎・現地対策本部の廃止等</li> <li>12 国民保護措置関係予算その他財政に関すること</li> <li>13 費用の出納及び物品の調達</li> <li>14 義援金、救援物資等の収配準備等</li> <li>15 その他各部局の事務に属さないこと</li> </ul> |
| <b>情報部</b>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 復帰等に係る広報・広聴</li> <li>2 情報の収集・提供等</li> <li>3 写真等による情報の記録・収集等</li> <li>4 自治会・自主防災組織の連絡調整・支援</li> <li>5 ボランティアに関すること</li> </ul>   |
| <b>福祉部</b>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 安否情報の収集・伝達等</li> <li>2 要配慮者の復帰に関すること</li> <li>3 避難先地域の避難所の閉鎖及び復帰地域の避難所の開設</li> <li>4 保育所園児の復帰等に関すること</li> <li>5 保育所園児の応急保育、保育の復旧の準備</li> <li>6 他部局に属しない生活支援及び保護に関すること</li> </ul>   |
| <b>医療対策部</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 住民に対する医療、助産の提供</li> <li>2 住民の健康維持、保健衛生</li> <li>3 食品衛生、水質検査等</li> <li>4 感染症の予防、対策等</li> <li>5 赤十字標章等の回収</li> </ul>   |
| <b>経済観光部</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 商工業の復旧・復興支援準備</li> </ul>   |
| <b>農林水産部</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 農林水産業の復旧・復興支援準備</li> <li>2 農道・林道・ため池・漁港等施設の状況確認・確保・復旧</li> </ul>   |
| <b>都市整備部</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 経路の状況確認・確保・情報提供</li> <li>2 応急仮設住宅等の手配・建設・供与準備</li> </ul>   |

|               |  |
|---------------|--|
|               | <ul style="list-style-type: none"> <li>3 ライフライン（電気、ガス、電話）の確保に関する連絡調整等</li> <li>4 武力攻撃災害の応急復旧等</li> <li>5 市街地等の状況把握、復旧の準備</li> <li>6 公共土木施設等の状況把握、対策</li> <li>7 用地の確保、土地の使用・提供等の準備</li> <li>8 危険箇所、支障となる工作物の除去等</li> <li>9 土木資機材等の手配準備</li> <li>10 建築の制限、緩和等の準備</li> <li>11 被災者住宅の再建支援準備</li> <li>12 市町村営住宅の調査、応急復旧、提供準備</li> </ul> |
| <b>環境下水道部</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 入浴施設、トイレ等確保・提供の準備</li> <li>2 火葬、埋葬の準備</li> <li>3 廃棄物・し尿処理の準備</li> <li>4 下水道に関すること</li> <li>5 漂流物等に関する情報収集・保管・対処等の準備</li> </ul>  |
| <b>議会部</b>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 市議会に関すること</li> </ul>  |
| <b>文教部</b>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 児童生徒・幼稚園児の復帰等</li> <li>2 児童生徒・幼稚園児の応急教育、教育の復旧の準備</li> <li>3 避難所の確保、開設、運営に対する協力</li> <li>4 文教施設等の状況把握、対策、提供</li> <li>5 文化財の保護・復帰</li> </ul>  |
| <b>医療部</b>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 市立病院の医療、助産、復帰に関すること</li> </ul>  |
| <b>水道部</b>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 住民への飲料水の供給</li> <li>2 上水道施設の応急復旧等</li> </ul>  |
| <b>消防部</b>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 住民の復帰誘導に関すること</li> <li>2 住民への情報伝達及び情報収集</li> </ul>  |
| <b>対策支部</b>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 住民への各主管部局の対応協力</li> <li>2 総合支所管内の情報収集及び情報伝達</li> </ul>  |

**(2) 県**

| 機関名 | 内 容  |
|-----|--|
| 共 通 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 県国民保護対策本部の廃止</li> <li>2 復帰地域、経路の安全確認と復帰に関する住民への情報提供</li> <li>3 市町村の復帰支援</li> <li>4 復帰住民の救援</li> </ul> |

**(3) 指定地方行政機関**

| 機関名 | 内 容                                  |
|-----|--------------------------------------|
| 共 通 | 1 <b>第3章</b> に示す業務のうち復帰段階において実施すべき業務 |

**(4) 自衛隊**

| 機関名 | 内 容                               |
|-----|-----------------------------------|
| 共 通 | 1 国民保護措置の準備、実施<br>(1) 応急の復旧に関する措置 |

**(5) 指定公共機関**

| 機関名   | 内 容                                       |
|-------|---|
| 共 通   | 1 <b>第3章</b> に示す業務のうち復帰段階において実施すべき業務      |
| 放送事業者 | 1 警報の解除の放送（法第51条）<br>2 避難の指示の解除の放送（法第57条） |

**(6) 指定地方公共機関**

| 機関名   | 内 容                                       |
|-------|---|
| 共 通   | 1 <b>第3章</b> に示す業務のうち復帰段階において実施すべき業務      |
| 放送事業者 | 1 警報の解除の放送（法第51条）<br>2 避難の指示の解除の放送（法第57条） |